

市民の皆さんの参加によるまちづくりをすすめる
「高山市市民参加条例（仮称）」の制定にむけて

パブリックコメント、ワークショップ、市民と市長の対話集会などの制度化



高山市では市民参加を市民の権利として保障し、市民参加によるまちづくりを一層推進するため、市民の皆さんの市政に対する意見や提案等を広く聴取する様々な仕組みを制度化する「高山市市民参加条例（仮称）」の制定を検討しています。

このリーフレットでは、現在市が検討している条例のイメージや市民参加の方法などを紹介します。

○市民参加とは？

- ・市民の皆さんが市政運営に関与・参加することです。
- ・市の政策等に対し、市民の皆さんがさまざまな形でかわりながら、まちづくりをすすめていくものです。

○市民参加条例とは？

- ・市民参加を市民の皆さんの権利として保障する条例です。
- ・市民の皆さんが市政運営にかかわっていくうえでの基本的な事項を定めるものです。

平成 25 年 7 月作成

高山市企画管理部企画課

〒506-8555 高山市花岡町2丁目 18 番地

高山市における「市民参加」の現状など

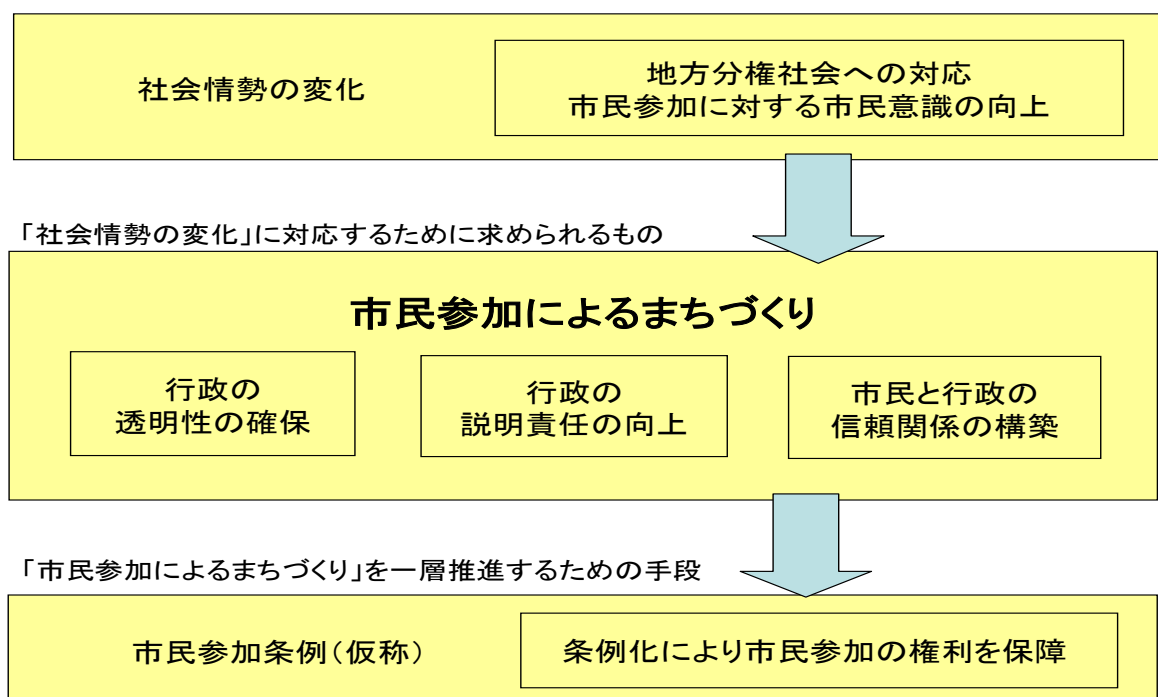
◆これまでの高山市の「市民参加」の現状

- ・ 市は、これまでも行政活動を行う上で、市民の皆さんの考えや意見の把握に努めるため、計画策定等における市民意見募集手続きの実施や公募市民による政策検討市民委員会の設置などを通じて市民参加（市民が市政運営にかかわること）を図ってきました。
- ・ 個々の行政活動において市民参加は行われていますが、市民参加を実施する際の各種の取り組みが市民の権利として制度的に保障されていない状況にあります。

◆社会的な背景、制度化の必要性

- ・ 地方分権が進展し、権限移譲などによって地方自治体の権限が拡大されたことに伴い、自治体の自己決定・自己責任の原則のもと、限られた予算の中で、地域の実情に応じたまちづくりをすすめていくことが求められています。
- ・ そのためには、市民の意向を的確に把握し、市の情報を共有するとともに、市民が積極的・主体的に関与・参加できる仕組みを整える必要があります。
- ・ 特に政策等の企画・立案段階における市民参加への関心は、多様化する価値観や市民意識の変化により、ますます高まってきています。
- ・ こうした現状を踏まえ、より一層の行政の透明性確保、説明責任の向上、市民と行政との信頼関係の構築などを目指して、市民参加に関する基本的な事項を市民の権利として制度化していく必要があります。

◆「市民参加によるまちづくり」の概念図



市民参加条例（仮称）のイメージ

現在検討中の案では、概ね以下の内容を考えています。今後、市民の皆さんの意見や提案をいただきながら、具体的に検討をすすめていきます。

1. 目的

市民の市政に対する意見や提案等を広く聴取するための様々な仕組みを整備することにより、市民参加によるまちづくりを一層推進することを目的とする。

2. 用語の定義

①市民

- ・ 市内に在住、在勤又は在学する個人。
- ・ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人、その他の団体。

②市民参加

- ・ 市民が市政運営にかかわること。

③実施機関

- ・ 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会。

3. 各主体の責務

①市の責務

- ・ 市民参加を基本とした市政運営を行うものとする。
- ・ 市民参加しやすい環境を整備するものとする。
- ・ 市政に関する情報を市民に分かりやすくかつ積極的に公表し、又は提供するものとする。
- ・ 市民参加により提出された意見等を速やかに検討し、適切に対応しなければならない。

②市民の責務

- ・ 責任と自覚を持って市民参加するよう努めるものとする。
- ・ 互いの立場を尊重し市民参加するよう努めるものとする。

4. 市民参加の対象とする事項（市がテーマ等を提示して意見を求めるもの）

市は、次に掲げる事項を実施しようとするときは、市民参加を求めるものとする。

- (1) 市の基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更
 - (2) 市政に関する基本方針を定める条例の制定又は改廃
 - (3) 市民の生活若しくは事業活動に直接かつ重大な影響を与え、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
 - (4) 大規模な市の施設の設置に係る計画等の策定又は変更
 - (5) 市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃
- ・ 但し、特に市長が認めるときは、この限りでない。

5. 市民参加の方法と内容

市民参加（市がテーマ等を提示して意見を求めるもの）の実施にあたっては、以下のうちから適切な方法により行うものとする。（複数の併用に努める）

①審議会等

- ・ 審議会等を実施しようとするときは、次に掲げる事項を公表する。
 - (1) 会議の名称及び議題
 - (2) 開催日時及び開催場所
- ・ 幅広く人材を登用するよう努めるとともに、透明性の高い運営を行うよう努める。
- ・ 会議は原則公開とする。
- ・ 会議記録を公表する。

②パブリックコメント（市民意見募集制度）

- ・ パブリックコメントを実施しようとするときは、次に掲げる事項を公表する。
 - (1) 政策等の案及び資料
 - (2) 意見等の提出先、提出方法及び提出期間
- ・ 意見を提出する市民は、原則として住所及び氏名を明らかにする。
- ・ 意見の提出期間は 30 日以上とする。
- ・ 提出された意見及び検討結果については、次に掲げる事項を公開する。
 - (1) 提出された意見の内容
 - (2) 提出された意見の検討結果及びその理由

③ワークショップ

- ・ ワークショップを実施しようとするときは、次に掲げる事項を公表する。
 - (1) ワークショップの名称及び議題
 - (2) 公募の方法等
 - (3) 開催日時及び開催場所
- ・ 会議は原則公開とする

④市民説明会（公聴会）

- ・ 市民説明会（公聴会）を実施しようとするときは、次に掲げる事項を公表する。
 - (1) 説明会の名称及び議題
 - (2) 開催日時及び開催場所

⑤アンケート調査

- ・ 必要に応じて市民の考え、市の政策等の評価に関するアンケートを実施する。
- ・ アンケート結果を公表する。

6. その他の市民参加方法及び内容（市がテーマ等を提示して意見を求めるもの以外）

上記の市民参加に掲げるもののほか、以下の方法も活用し、市民参加を図るものとする。

⑥政策検討市民委員会

⑦市民と市長の対話集会等

⑧ご意見箱（投書・FAX・電子メール等）

⑨団体要望

7. 条例の見直し

条例の運用状況等について継続的に検証を行い、必要に応じて見直しを行う。

8. 委任（規則等への委任）

この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。